## 議提第4号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について

会議規則第14条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年11月29日 提出

提出者 北本市議会議員 加 藤 勝 明 賛成者 北本市議会議員 湯 沢美恵 賛成者 北本市議会議員 桜 # 卓 賛成者 北本市議会議員 村 田裕子 賛成者 北本市議会議員 森すみ子 金 賛成者 北本市議会議員 村 有 正 出 賛成者 北本市議会議員 修一 島 松 賛成者 北本市議会議員 高 英 城 日 賛成者 北本市議会議員 高 橋 伸治 賛成者 北本市議会議員 中 村 洋 子 賛成者 北本市議会議員 関 公 美 今 賛成者 北本市議会議員 美 代 保 角 賛成者 北本市議会議員 瀬 光 一 滝 賛成者 北本市議会議員 諏 訪 善一良 賛成者 北本市議会議員 達巳 大 嶋 賛成者 北本市議会議員 野和夫 島 昭二 賛成者 北本市議会議員 岸 賛成者 北本市議会議員 黒 澤 健 一

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例

第1条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44 年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。 第2条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。